

「後期高齢支援システム標準化検討会」

第3回議事概要

日 時：令和4年8月29日（月）14：00～16：30

場 所：オンライン会議（Zoom）

出席者（継承略）：

（座長）後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

那須 孝夫 佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 係長  
小松原 久佳 佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主査  
加藤 英二 江戸川区健康部医療保険課長  
川嶋 裕士 江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主査  
富田 義憲 川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長  
山下 貴幸 西海市長寿介護課 主事

（林 浩之 西海市長寿介護課長の代理出席）

川東 祐介 鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課  
後期高齢者医療係 係長

濱井 優樹 北海道後期高齢者医療広域連合 業務班長

日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長

石井 貞行 株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ

村上 朋博 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部  
第二開発本部第二開発部 課長

末武 純 Gcomホールディングス株式会社 課長

（永尾 英則 Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部  
第1開発課長の代理出席）

玉置 直人 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部

住民情報システム開発統括部 プロジェクトマネージャー

田中 卓 富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部  
社会保障ソリューション事業部第一ソリューション部  
マネージャー

（オブザーバー）

前田 みゆき デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム  
基盤チーム プロジェクトマネージャー

|        |  |
|--------|--|
| 荻本 陵史  | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 地方業務標準化エキスパート |
| 與那嶺 紗綾 | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 地方業務標準化エキスパート |
| 宮本 寛太  | デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム<br>基盤チーム 事務官           |
| 田中 義高  | 厚生労働省保険局高齢者医療課 課長                                  |
| 中江 遼太郎 | 厚生労働省保険局高齢者医療課 課長補佐                                |
| 島添 悟亨  | 厚生労働省政策統括官参事官室 (情報化担当) 室長補佐                        |
| 巢瀬 博臣  | 厚生労働省政策統括官参事官室 (情報化担当) 室長補佐                        |
| 吉本 明平  | 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長                          |

### 【議事次第】

1. 開会
2. 後期高齢支援システムの標準仕様書策定に向けた作業について
3. 標準仕様書 第 1.0 版について
4. 検討・課題一覧
5. 広域標準システムへの申し送り事項について
6. 標準仕様書 第 1.0 版の決定について
7. 今後の予定について

### 【意見交換（概要）】

- （資料 2 P.20）No. 3 マイナポータルびったりサービスについて、電子手続きに慣れていない方もいらっしゃることから電子申請化によって事務負担が増えている事例がある。電子化についてはこの点を踏まえて十分協議いただきたい。  
⇒ご意見の内容について仰る通りである。後期高齢支援システムはターゲットが高齢者という特性もあり、電子化への敷居が高く、電子的に必要な要件を工夫しないとそのハードルは下がらない。なお、被保険者本人だけではなくご家族による利用も想定されるため一定のメリットはありと考えており、厚労省様、デジタル庁様含め検討を進める。  
⇒電子手続きは住民に対して利用を強制するものではない。電子手続きにより問い合わせが増加し、窓口が混乱するという懸念もある。自治体からは住民への丁寧な説明が求められるが、職員の作業量としても限界があると考えている。  
⇒事務局の方針で検討いただければ問題無い。核家族が増えており、高齢者のみの世帯に対するケアの方法について検討を進めていただきたい。
  
- （資料 2 P.20）デジタル庁実施の施策について、「デジタル庁で決定がなされていないため持ち越し」という表現だったが、DV の加害者の取込等については、非常にセンシティブな情報も含まれるため、関係者間で十分に検討して仕様書へ反映を行っていただくという方針である旨訂正する。また、データ要件・連携要件（案）について意見照会を行っており、8月末に第 1.0 版を提示する予定である。以降のスケジュールについては未定だが、2023 年 3 月に次の版を提示すること等を検討している。基本方針については仕様書の公開より遅れているが、内容についてはシステムの仕様というより全体の方向付けの内容が主であり、8月末を目途に意見照会として基本方針（案）を自治体に提供する予定である。  
⇒認識に相違ない。標準準拠システムの導入を令和 7 年度までに行うというスケジュールが変更されないのであれば、出来るだけ早く正確な情報を提示する様、標準仕

様書の策定を進める必要があると考えている。

- (資料2 P.18) 文字要件について、外字を新たに発生させないという基本方針がある。そのため外字管理の機能は不要となり、文字は国で管理する方針である。実現方法については実証を行いながら検討を進める。地域ごとにそれぞれ対応していたものを集約することになるが、可能な限り迅速、正確に検討を行いあるべき姿へと変更していく。半年を目途に、2023年3月には方針を示す予定である。  
⇒文字要件の問題は難しい部分が多いが、具体的な解決に向けて検討結果を期待する。
  
- (資料2 P.26) No.17 税情報に基づいた保険料の通知について、現在、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度それぞれの担当課から被保険者宛に送付している。標準化の中でこれらの通知を一つの業務に統一する対応を検討しているか。  
⇒ご意見の内容は住民の利便性を考えるとごもっともだが、各業務から通知することが法律上規定されているため、実現するためには制度の改正も視野にいたした検討を行っていく必要があると考える。  
⇒制度を変更し、各業務を集約した通知を出すという検討は、標準仕様を検討する論点からは、少々外れてしまうという認識である。  
⇒保険料課と医療保険課を設置し、そこから通知を送付している例がある。このように通知の発行元や問合せ先を統一することで、住民目線での分かりやすさや事務効率の向上のため今後自治体側での対応を検討していく必要があると考えている。  
⇒BPRとして住民によりよいサービスを提供するために必要な、今後検討すべき課題と認識しているため、こういった意見はぜひ、お伺いしていきたい。
  
- (資料2 P.26) 葬祭費の支給機能に関しては、広域連合の課長会で議題にし、検討していきたいと考えている。  
⇒後期高齢者医療のシステムとしては東京都のみの課題であるため、東京都広域連合の会議で問題提起をするという認識でよいか。  
⇒ご認識の通りである。  
⇒事務局から東京都広域連合へヒアリングを行った際、標準化の流れでいずれは統一しなければならない必要性についてはご認識をいただいていた。ただし、各市区町村と条例を作成し取り交わしている内容や事務の変更が伴うことによる事務変更の影響の大きさや現在実現している機能要件については、広域標準システムの今の機能では実現することが出来ないため、改修をどのように行うか等のご懸念をいただいている。解決のためには現実的に発生する事務の変更量や必要となるコストの整理を踏まえた対応が求められるため、一朝一夕に解決することは難しいと考えてい

る。

- (資料6 P.11) 納付書送付後、納期限を超過し、督促手数料や延滞金が発生した際、郵便局では納付金額の合計値を変更できないため徴収できていない事例がある。対応策はあるか。
  - ⇒元の納付書を訂正できないということとなると今回、作成している督促状、催告書と納付書が一体となっている様式をご活用いただき、督促、催告時にあわせて金額を変更した納付書をご活用いただくという方法となると考えている。
  
- (資料6 P.11) 納付書の領収印の枠について、資料のレイアウトで確定か。自治体と金融機関の間で調整し、納期限超過後の受領可否を二重枠と一重枠で使い分けているようなケースもあると認識している。標準仕様上はこの取扱いについて整理しているか。
  - ⇒当自治体では金融機関と調整を行い、ご指摘の通り領収印の枠を二重と一重で使い分けている。また国民健康保険でも同じ対応をしている。
  - また、納付書で督促手数料は徴収しておらず滞納処分の際に滞納処分費を併せて徴収をしている。
  - ⇒当自治体では令和元年に督促手数料を廃止している。領収印の枠に違いを持たせる運用はしておらず、金融機関で状況に応じた扱いをしている。
  - ⇒督促状・催告書兼納付書の他に、督促状・催告書・納付書の単独した様式は規定しているか。
  - ⇒単独の様式についても規定している。領収印の枠について、業務上特定の被保険者に対し枠を変えた納付書にするなどの要件がないのであれば、標準仕様書で規定する納付書は帳票詳細要件の項目で定義していない項目は自治体側でプレ印字が可能としているため、対応可能と考える。しかし特定条件の対象者にのみ二重枠で出力するといった要件がある場合は、システム対応が必要となるため標準仕様書で規定するかの検討が必要となる。あわせて今のルールが全国的に統一された要件なのかも確認が必要となる。(事務局)
  - ⇒国保や税にも影響を与える内容であるため、構成員やベンダに確認依頼を行うか。
  - ⇒金融機関との調整は全国統一のルールではないため、地域独自の対応については標準仕様外の内容と考える。座長の仰る通り、情報収集は進めた方がよい。
  - ⇒了解した。
  
- (資料8 P.3) 資料4機能 ID2.1.8.「要件の考え方・理由」欄の「抽出対象については、広域標準システムの要求仕様として記載されているが広域連合毎に市区町村に要求する条件が左記条件を逸脱しているケースがあるとの意見があった。広域連合にお

ける要求事項の統一が望まれる。」という内容は、No. 11「各種、データ要件、連携要件の見直しに伴う対応について」の対象として含まれているか。

⇒持ち越し事項として規定しているのはデータ要件・連携要件で規定されている部分である。連携対象者はデータ要件・連携要件では規定がなく、広域標準システムのインタフェース仕様規定に準ずるとされているため、No. 11の検討事項には含んでいない。「要件の考え方・理由」欄の課題については広域連合の事務を効率化するために外部インタフェース仕様で規定していない住民のデータを、広域連合から市区町村へ個別に要求している実態が広域連合ごとにある。現状規定している要件は広域標準システムとして最低限必要な部分のため、この部分が実装必須として規定されることになる。広域連合において広く住民情報の連携を求めている部分は、事務効率向上や住民サービス向上のためであるとは認識しているが、住民情報を取得するということは、付随するマイナンバー等の情報も入手することになる。これらの対象者が実際に取得前に転出する等し、資格を取得しなかった場合その情報を入手していることや保持していることは問題がないのかといった観点でも整理が必要な課題があると考えている。そのため、現状必須で規定しているのは制度的に最低限必要な部分としている。次版に向け、オプション要件として規定する可能性はあり、検討を行う。

- （資料8 P. 3）資料4機能 ID2. 2. 1. 広域標準システムでは外国人の被保険者証が出力できないため、名前と住所について手書きで対応している。後期高齢支援システムで再発行する場合も同様の対応となるか。

⇒ご質問の件は、出力領域に対して氏名等が長すぎて空白で印字されているケースのご質問だと理解している。広域連合からも当該対象者については空白で連携されるため、再発行時も手書きでの対応を行っていただく必要がある認識である。

- （資料8 P. 3）資料4機能 ID2. 1. 8. 当県の広域連合では65歳以上の住民と世帯員を連携している。標準化で範囲が75歳以上に絞られてしまうと、これまで送られていたデータが送付対象外となり、データの不整合が起こる可能性がある。そのため広域連合側で65歳以上の住民と世帯員の情報を削除する必要がある。

⇒連携を止めてしまうと、転出された方やお亡くなりになった方含め、広域連合のデータが更新されないことにより本来であれば年齢到達するべきではない対象者が年齢到達するといった問題が起こる認識はある。しかし現状65歳以上の方のデータを連携しているのは、障害認定の方への勧奨や広域連合側での仮計算を行うためと認識している。資格を持たない住民についても広域連合がデータを保持した状態になるという問題があり、要件を整理する必要がある。その結果、送付してはならないとなった場合、市区町村から削除対象の異動データを送付するのか、広域連合で

一律削除するのか、制度的な要件も含めて広域連合と調整が必要である。  
⇒必要以上のデータを保持することの問題は認識しているが、データの不整合が発生する状況は困るため、対策を考える必要がある。  
⇒引き続き関係者間で問題意識を持って対応を進めてほしい。

- 標準仕様書 1.0 版、検討・課題事項について、承認をいただけるか。  
⇒異議がないため、承認をいただいたものとさせていただきます。